

自立支援教育訓練給付金の支給までの流れ

この給付金の支給を受けるためには、講座の申込前から手続きが必要です。
給付金のお支払いまでの流れをご案内いたします。

① 事前相談 ※ 講座の申込みより一か月前まで

- 給付金の制度の案内と資格要件の確認のための面談をさせていただきます。
下記の「持ち物」をご用意ください。
- 面談の内容は、希望される資格、職種、受講期間、現在の生活状況（経済状況、お子さんの養育状況など）と就職後の展望などをお伺いします。
給付金の要件確認に必要な面談となりますので、ご了承ください。
- 1時間程度お時間をいただきますので、窓口にお越しになる日時をご予約ください。

【予約先】

小山市子育て家庭支援課 子育て支援係

TEL：0285-22-9857 Mail：d-kosodate@city.oyama.tochigi.jp

【持ち物】

- 受講を考えている講座のパンフレット（受講期間、授業料等が記載されているもの）
- 母子・父子自立支援プログラムの写しなど、公的機関で自立に向けた支援を受けていることを証する書類 ※1
- 教育訓練給付金支給要件回答書（お近くのハローワークで発行）

※1 該当する支援を受けていない場合、事前相談時に専門職員との面談、プログラム作成のご案内をいたします。

② 講座指定申請書の提出 ※ 原則、講座の申込みより一か月前まで

- 受講予定者、受講される講座情報を、市の給付金の対象講座として登録いたします。講座の申込み前までに、下記の「提出するもの」をご用意のうえ、市役所窓口へご提出ください。
- 申請から2～3週間程度で、講座指定決定通知書を郵送いたします。決定通知書は、給付金の支給申請に使いますので、保管してください。

【提出するもの】

- 受講対象講座指定申請書 ※市役所窓口でお渡しします。
- 戸籍謄本又は抄本（世帯全員が載っているもの）
- 母子・父子自立支援プログラムの写しなど、公的機関で自立に向けた支援を受けていることを証する書類 ※1
- 受講する講座のパンフレット（受講期間、授業料等の記載あるもの）
- 教育訓練給付金支給要件回答書（ハローワークが発行）

※1 該当する支援を受けていない場合、事前相談時に専門職員との面談、プログラム作成のご案内をいたします。

③ 講座の申込、受講

- 受講先の機関（学校）に講座のお申込みと入学料及び受講料等のお支払いをお済ませください。お支払い後の領収書、振込明細書等は、原本を給付金の支給申請に提出していただきますので、保管してください。
- 専門実践教育訓練の対象講座の場合、6カ月ごとの支給申請が可能です。受講先の機関（学校）にて、6カ月ごとの受講証明書の交付が可能か、ご確認いただき、支給申請の提出前までに市役所窓口へお知らせください。

④ 支給申請書の提出 ※ 原則、申請可能時期から30日以内

- 給付金の支給申請書を市役所窓口にご提出ください。審査の上、支給の決定をします。
- 申請する期限は講座毎に異なります。市役所窓口にてご確認ください。
- 提出後2～3週間程度で支給・不支給決定通知書を郵送いたします。

【提出するもの】

- 戸籍謄本又は抄本（世帯全員が載っているもの）
- 母子・父子自立支援プログラムの写しなど、公的機関で自立に向けた支援を受けていることを証する書類
- 講座指定決定通知書
- 講座の修了を証明する書類（受講先の機関、学校にて交付）
- 講座の受講証明書（受講先の機関、学校にて交付）
- 受講料の支払いを証明できるもの（領収書等）
- 受講料
- 振込先口座の通帳の写し

【問合せ先】

- 給付金に関すること
小山市子育て家庭支援課 子育て支援係
TEL：0285（22）9857
- 母子・父子自立支援プログラム、その他の支援制度に関すること
小山市子育て家庭支援課 こども家庭センター
TEL：0285（22）9627